

# 改正健康増進法（2020年4月全面施行）についてのガイドライン

## 【改正健康増進法と各都道府県の条例に関して】

2020年4月より改正健康増進法が全面施行となるが、これは厚生労働省が管理する国の法律である為、全ての都道府県に適用されるルールである。この法律とは別に各都道府県が定める条例があるが、2020年4月時点でこの法律より厳しい内容の条例が施行されるのは東京都のみであるので、他の都道府県については全てこの法律に基づいて管理をすれば良いこととなる。（東京都に関しては東京都の受動喫煙防止条例をご参照）また、大阪府、秋田県については2025年4月からはこの法律より一部厳しくなる部分があるので、内容についてよく確認しておいてください。

他の都道府県に関しても念のため条例についてはそれぞれ確認をしておくことが望ましい。

（インターネットで〇〇県受動喫煙防止条例などと検索すると確認できます）

## 【対象となる飲食店の区分】

- A. 既存の店舗の内、資本金又は出資の総額が5000万円以下で、なおかつ客席面積が100㎡以下の飲食店。（個人・中小企業の小規模飲食店）\*ただし大企業が50%以上出資の子会社の場合は対象外
- B. 上記以外の飲食店および2020年4月以降に新規に開設する飲食店。

## 【A. 個人・中小企業の小規模飲食店のルール】 \*別に法律で定める日までの間の特別措置

- （1） 全席喫煙可・一部席喫煙可を問わず、これまで通り店内での喫煙は可能。（加熱式たばこ含む）
- （2） ただし喫煙可能なエリアには、客、従業員ともに20歳未満のものは立ち入れない。  
（煙の流出防止措置を講じている独立した喫煙室を作り、その場所以外での就業に限定させるといったケース以外では、基本的に喫煙可の店舗では20歳未満のものは雇えないこととなります）
- （3） 喫煙可能な場所である旨の以下の通りの標識を提示しなければならない。

### （全席喫煙可・分煙店の場合）

店舗の入り口に提示



### （禁煙席と飲食可の喫煙室ありの場合）

店舗の入り口に提示



喫煙室入り口に提示



上記の標識は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)

（注） 時間分煙や区画だけの分煙という概念は改正健康増進法の中には無く、いずれも左側の「喫煙可能店」に分類されると考えられる。上記の提示をした上で、区画分煙をしたり、その店舗独自の時間分煙ルールを提示すれば良いと考えられる。

【B. 上記以外の飲食店および2020年4月以降に新規に開設する飲食店のルール】

- (1) 店舗内は全面禁煙
- (2) 喫煙スペースを設ける場合は「喫煙専用室（室外への煙の流出防止措置が必要）」を設置しなければならない。（室内での飲食は禁止。単なる喫煙スペース）
- (3) 当分の間の特別措置として、「加熱式たばこ（厚生労働大臣が指定した煙が無害のもの）」については、「加熱式たばこ喫煙専用室（室外への煙の流出防止措置が必要）」内においての飲食は可能である。
- (4) 上記の(2)と(3)のケースでは、以下の通りの標識を提示しなければならない。

（喫煙専用室を設置する場合）

店舗の入り口に提示



専用室の入り口に提示



（加熱式たばこ喫煙専用室を設置する場合）

店舗の入り口に提示



専用室の入り口に提示



\* 東京都の条例は個人・中小企業に関わらず、従業員がいる場合は全店舗がこのように全面禁煙になる。

【喫煙目的施設】

改正健康増進法では「喫煙目的施設」という概念があり、元々喫煙を目的とする施設では当然のことながら喫煙を可能としている。 バーやスナックがこれに該当する。

【罰則】

義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応。指導に従わない場合には義務違反の内容に応じて勧告・命令を行い、改善が見られない場合には罰則（50万円以下の過料）を適用する。

2019年12月

農林水産省認可法人

全日本コーヒー商工組合連合会

（文責 専務理事 鈴木修平）